

## 全国高等学校総合体育大会スポンサーシッププログラムによる協賛要項

### 1 目 的

全国高等学校総合体育大会（以下全国高校総体と言う）にスポンサーシッププログラムによる協賛を申し出た企業又は団体（以下協賛団体という）から協賛金を受け、大会各競技種目別大会の開催に必要な経費の一部に充当し、大会運営の一層の充実を図るため本要綱を定める。

### 2 協賛団体の獲得

協賛団体は(公財)全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）の設立の趣旨を十分に理解し、教育活動の一環として大会が開催されていることから、これを協賛するにふさわしいは団体とし、その獲得業務を担当する企業（以下「担当企業」という）については、全国高等学校体育連盟業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という）が選定する。業者選定委員会については、別に定める。

### 3 協賛の内容及び条件

#### (1) 協賛の契約

協賛団体との契約は、本連盟会長と協賛団体との間で、契約書を取り交わして行う。契約は、開催年度の4月を目途とし、再契約をすることができる。

#### (2) 協賛金等の額と協賛のメリット

協賛金等の額と協賛メリットは、別に作成するスポンサーシッププログラムに表記する。支払い方法は、協賛社との契約書に表記する。

### 4 担当企業の役割

作成されたスポンサーシッププログラムに基づき、協賛団体との獲得業務を担当し、スポンサーメリット確保のため、開催都道府県実行委員会との連絡調整に当たる。

### 5 協賛金等の使途及び配分方法

協賛金については、その70%を各競技別運営費（記録処理業務の経費を含む）に、30%を上限に協賛に関する事務経費等に充てる。

協賛金のうち、各競技別の配分額については、獲得された協賛金額に応じて各種目均等に配付する。配分方法については財務委員会で検討する。

また、本連盟会長は、協賛金の配分予定額はインターハイの開催年度の前年度に開催される経理説明会で当該実行委員会に通知する。

### 6 本件に関する問い合わせ連絡先

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル2F

公益財団法人 全国高等学校体育連盟 事務局

TEL 03-6268-0027

FAX 03-6268-0028

### 附 則

本規定を改正する場合は、財務委員会議を経て理事会の承認を必要とする。

平成26年3月15日 より施行する。